



# 市政

## 議会

**問** 議会事務局 ☎893-4411(内線337~340)

市では予算や条例など重要な事柄を審議する市議会が開かれ、どなたでも傍聴することができます。

市民の皆さんは、市の行政についての要望等を請願書または陳情書として提出できます。これらの審議もここで行われます。

## 市議会

市議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成され、市の意思を決定する機関です。年4回(3・6・9・12月)の定例会のほか、必要に応じて臨時会が招集されます。本会議の内部審査機関として現在、総務・福祉教育・経済建設の3つの常任委員会、また議会改革に関する調査・基地関係の2つの特別委員会、そして議会の運営に関する事項を協議する議会運営委員会などが設置されています。

## 市議会の傍聴

どなたでも本会議を傍聴できます。傍聴される方は、傍聴席入口で傍聴者名簿へ記入を済ませてから、入場してください。ルールを守って傍聴しましょう。

また、各委員会も傍聴できますが、状況により人数の制限や非公開とする場合もありますので、傍聴を希望する場合は事前に議会事務局へお問い合わせください。

## 請願と陳情

皆さんの要望や意見を市政に反映させる方法として市議会へ請願書または陳情書を提出することができます。請願書には議員の紹介が必要です。詳細については議会事務局へお問い合わせください。

## 会議録

本会議の発言記録等を掲載した会議録を定例会、臨時会ごとに作成しています。議案の審議内容や一般質問等、詳しく知りたい方はご利用ください。会議録は、市議会のホームページ、市民図書館、議会事務局で閲覧できます。

## 選挙管理委員会

**問** 選挙管理委員会事務局 ☎893-4411(内線185・186・187)

## 選挙権と選挙人名簿

日本国民で満18歳以上になると選挙で代表を選ぶ権利が与えられます(選挙権)。

選挙権を持っていても、実際に投票するためには市町村の選挙管理委員会が管理する名簿に登録されていなければなりません(選挙人名簿)。選挙人名簿に登録されるのは、住民票が作られた日から引き続き3カ月以上住民基本台帳に登録されている方です。

選挙人名簿への登録は毎年3・6・9・12月の原則1日に定期的に行われるとともに(定時登録)、選挙が行われる場合にも行われます(選挙時登録)。いったん登録されると、死亡または転出(転出した日から4カ月間は抹消されません)しない限り、永久に有効です。選挙人が選挙人名簿の登録の有無を確認したり、政治・選挙に関する学術研究や統計調査等のために選挙人名簿を閲覧することができます。

## 期日前投票と不在者投票

選挙人が投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由に該当すると見込まれる場合に、公(告)示日の翌日から投票日前日まで期日前投票所で投票を行うことができます(期日前投票)。

仕事や旅行などで選挙期間中市外に滞在している方は、滞在先の市町村の選挙管理委員会で投票を行うことができます(不在者投票)。また、指定病院等に入院等している方は、その施設内で不在者投票ができます。

身体障害者手帳等をお持ちの方や要介護5の方は、事前に市選挙管理委員会に申請して、郵便等による不在者投票を行うことができます(郵便等による不在者投票)。



市政